

平成30年度

ふくしまICT利活用推進協議会

臨時総会議案書

日時 平成30年9月3日（月） 午後14時30分

場所 杉妻会館 4階「牡丹」

（福島市杉妻町3-45）

ふくしまICT利活用推進協議会

臨時総会次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 報告事項 事務局職員の不祥事に係る概要
- (2) 議案第1号 平成30年度収支予算の補正（案）
- (3) 議案第2号 協議会会則の一部改正（案）

4 閉会

目次

ページ

報告事項 事務局職員の不祥事に係る概要	1
議案第1号 平成30年度収支予算の補正(案)	5
議案第2号 協議会会則の一部改正(案)	7

報告事項

事務局職員の不祥事に係る概要

1 概 要

本年3月まで協議会の会費等の経理を担当していた職員が、平成29年11月に開催した「ふくしまICT未来フェア2017」の会場設営の委託料等589,464円をはじめ、平成29年11月から平成30年3月にかけて、計16件1,138,124円の私的流用及び支払い等に関する文書の偽造等を行っていた。

なお、当該職員は本年4月に異動した福島県総合療育センターにおいても、職員用駐車場の管理等を目的とした職員の任意団体の経費、合計628,880円を私的に流用していた。

2 発覚の経緯

「ふくしまICT未来フェア2017」の委託先事業者が、本来、本年2月中旬までに事務局から支払われるべき委託料588,600円について、6月末に当該職員の個人名義で500,000円支払われ、かつ、本来支払われるべき金額に不足することを不審に思われて、7月10日（火）に情報政策課に来庁された。

経理に関する書類等を確認したところ、

- ・ 本年1月25日（木）に、振込手数料を含めた589,464円が、事務局銀行口座から引き出されていること
- ・ 同日付で、当該委託事業者に振込を行ったことを示す証拠書類をコピーしたものが添付されていたが、銀行に確認したところ、振込の事実がなく、偽造したものであること
- ・ 当該職員が本年3月23日（金）付で、支払いの遅延を委託先事業者に伝達する協議会会長名での文書を偽造し、内部での決裁を経ずに、委託先事業者に発出していたこと
- ・ 他にも証拠書類を偽造したと見られる支出があること

が明らかとなり、職員本人に確認したところ、私的流用及び文書の偽造について事実を認めた。

その後警察の助言を受けて、全支出先に受領の確認を行ったところ、平成29年11月2日、フェアのブース出展団体に一律支払う駐車場代2,000円について、受け取りを辞退した団体が4件あり、職員本人に確認したところ計8,000円を特別会計口座に戻入すべきところ、戻さずに、私的流用したこと、その際、受取人の受領サインを自らが記入し、支出調書に添付することで支払をしたように偽ったことが、新たに明らかとなった。

報告事項

3 私的流用の内訳

未払い				(単位：円)		
No	銀行からの 引出年月日	銀行から の引出額	債権者への 支払年月日	弁済額	未弁済額	支払内容
1	H29. 11. 2	2,000		0	2,000	出展団体駐車場代32,000円のうち受取辞退で協議会へ戻入すべき金額
2	H29. 11. 2	2,000		0	2,000	同 上
3	H29. 11. 2	2,000		0	2,000	同 上
4	H29. 11. 2	2,000		0	2,000	同 上
5	H29. 11. 10	5,440		0	5,440	フェア講師旅費
6	H29. 11. 10	20,790		0	20,790	同 上
7	H29. 11. 10	8,590	H30. 2. 23	6,725	1,865	同 上
8	H29. 11. 10	20,790		0	20,790	同 上
9	H30. 1. 4	66,694	H30. 3. 23	56,694	10,000	人材育成事業講師謝金
10	H30. 1. 25	589,464	H30. 6. 29	500,000	89,464	フェア会場設営委託費
11	H30. 3. 5	17,627		0	17,627	講師所得税
	小計	737,395			173,976	

支払遅延				(単位：円)		
No	銀行からの 引出年月日	銀行から の引出額	債権者への 支払年月日	弁済額	未弁済額	支払内容
1	H29. 11. 2	10,476	H29. 11. 28	10,476	0	フェアPR用バナー作成代
2	H29. 11. 28	176,875	H30. 1. 25	176,875	0	人材育成事業講師謝金
3	H29. 11. 28	19,705	H30. 1. 25	19,705	0	講師所得税
4	H30. 3. 5	155,349	H30. 3. 23	155,349	0	人材育成事業講師謝金
5	H30. 3. 23	38,324	H30. 4. 20	38,324	0	活動支援事業助成金
	小計	400,729		400,729		

私的流用額 計 16 件 1,138,124 円

4 弁済と未払金の処理

職員の未弁済額 173,976 円については、7月20日に全額事務局に弁済され、債権者7名への未弁済額 165,976 円の支払いは、7月25日までに完了した。

5 事務局としての改善策

(1) 問題点

- 支出の執行確認手続が明確になっていなかったため、執行後の確認を証拠書類により行わなかったこと。
- 協議会会長の公印は事務局長保管とすべきところ、実態は担当者保管となっていたこと。

報告事項

(2) 改善策

- 事務局に事務局次長を新設し、収入支出事務における執行管理体制を明確化する。事務局次長には、情報政策課総括主幹を充てる。(※議案第2号)
- 収入及び支出事務のマニュアルを作成し、起案時と執行後の管理職による確認を徹底する。
- 収入調書と支出調書の裏面にチェックリストを追加し、確認結果を残す形に改める。
- 支出事務の履行確認を事務履行時だけでなく、月末ごとに管理職が支出台帳と支払の証拠書類原本との突き合わせを行う。
- 協議会会長の公印は、事務局長（情報政策課長）が厳重に保管することとする。

議案第 1 号

平成 30 年度収支予算の補正 (案)

1 一般会計

① 収入の部

(単位：円)

大項目	中項目	平成 30 年度 当初予算(A)	平成 30 年度 補正予算(B)	累計予算額 (A)+(B)	備考
会費収入※1		2,099,500	0	2,099,500	
	自治体	578,500	0	578,500	
	各種団体・公社	370,500	0	370,500	
	企業	1,150,500	0	1,150,500	
繰越金		192,308	0	192,308	
	繰越金	192,308	0	192,308	
諸収入		430,092	0	430,092	
	諸収入	430,092	0	430,092	
弁済金		0	173,976	173,976	当該職員より 7 月 20 日に 受けた弁済
合 計		2,721,900	173,976	2,895,876	

② 支出の部

(単位：円)

大項目	中項目	平成 30 年度 当初予算(C)	平成 30 年度 補正予算(D)	累計予算額 (C)+(D)	備考
運営費		200,000	0	200,000	
	会議費	100,000	0	100,000	
	総会	70,000	0	70,000	
	運営委員会	30,000	0	30,000	
	事務費	100,000	0	100,000	
事業費		2,321,900	0	2,321,900	
	活動事業費	2,321,900	0	2,321,900	
	情報提供・情報発信事業	1,621,900	0	1,621,900	
	人材育成事業	350,000	0	350,000	
	活動支援事業	350,000	0	350,000	
過年度未払金		0	165,976	165,976	フェア会場設営費 89,464 円 トークセッション旅費 48,885 円 リテラシー向上事業 27,627 円
予備費		200,000	8,000	208,000	駐車場代戻入分
合計		2,721,900	173,976	2,895,876	

議案第2号

協議会会則の一部改正（案）

1 改正概要

事務局に事務局次長を新設し、情報政策課総括主幹を充てる。

2 改正理由

事務局内の管理体制を見直し、予算執行の確認手続きを強化するため。

3 施行期日（予定）

平成30年9月3日

議案第2号 資料

ふくしまICT利活用推進協議会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、「ふくしまICT利活用推進協議会」と称する。

（目的）

第2条 本会は、福島県における産・学・官が協力、連携し、県全体の高度情報化の推進を図り、もってICTを利活用した県民生活の向上や産業振興など地域の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高度情報化に関する普及・啓発事業
- (2) 高度情報化に関する調査・研究事業
- (3) ICT利活用に関する交流活動事業
- (4) 地域情報化活動に対する支援事業
- (5) ICT利活用に関する情報提供事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 本会は、普通会員と特別会員をもって構成する。

- 2 普通会員は、本会の目的に賛同する、各種団体、民間企業及び地方公共団体等のうち、会長の承認を得た者とする。
- 3 特別会員は、会長が本会の目的達成のため特に必要と認めた者とする。

（役員）

第5条 本会は、役員として、会長1名、副会長若干名及び監事2名を置く。

（役員を選出）

第6条 役員は、総会において選任する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査し、必要に応じて会長に意見を述べるができる。

（総会）

第9条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

- 2 通常総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算

議案第2号 資料

- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則及び細則の改正
- (4) その他協議会に関する重要な事項
- 3 総会の議決は、出席者の過半数の賛同により決する。
- 4 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、予め会長が指名する者が議長となる。
- 5 監事は、総会において、意見を述べることができる。

(運営委員会)

第10条 本会に、会長が委嘱する運営委員若干名を置き、運営委員会を構成する。

- 2 運営委員会に、運営委員長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 運営委員会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 会運営に関する事項等の企画及び立案
 - (3) その他必要と認める事項
- 4 運営委員会においては、運営委員長が議長となる。ただし、運営委員長が欠席の場合は予め運営委員長が指名する者が議長となる。
- 5 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 運営委員会は、運営委員長が適当と認める場合には、書面により議決することができる。

(部会)

第11条 本会の目的を達成するため、会長は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴き会長が別に定める。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第13条 本会の事業を遂行するために必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会費については、別に定める。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、福島県企画調整部情報政策課に置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、情報政策課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、情報政策課総括主幹をもって充てる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この会則は、本会の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から平成3年3月31日までとする。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成12年6月19日）から施行する。

議案第2号 資料

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成14年6月19日）から施行する。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成15年6月17日）から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成18年7月6日）から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(附則)

この会則は、総会の承認のあった日（平成20年6月5日）から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この会則は、総会の承認のあった日（平成26年6月6日）から施行し、平成26年7月1日から適用する。

この会則は、総会の承認のあった日（平成30年9月3日）から施行する。

ふくしまICT利活用推進協議会会計細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第14条の規定に基づき、本会の会費及び会費の徴収手続等を定める。

(会費)

第2条 普通会員は、次の区分による会費を納入する。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 県 | 年額 10口（10万円） |
| (2) 市 | 年額 3口（3万円） |
| (3) 町村 | 年額 1口（1万円） |
| (4) 団体、企業等 | 年額 3口（3万円）以上 |

(会費の請求)

第3条 会費を徴収しようとするときは、会長名をもって、該当口数に相当する金額を明記した請求書を送付して行うものとする。

(附則)

平成16年度の会費から、第2条第1号中「10万円」とあるのは「90,000円」と、同条第2号及び第4号中「3万円」とあるのは「27,000円」と、同条第3号中「1万円」とあるのは「9,000円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則)

平成17年度の会費から、第2条第1号中「10万円」とあるのは「73,000円」と、同条第2号及び第4号中「3万円」とあるのは「21,900円」と、同条第3号中「1万円」とあるのは「7,300円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則)

平成19年度の会費から、第2条第1号中「10万円」とあるのは「69,000円」と、同条第2号及び第4号中「3万円」とあるのは「20,700円」と、同条第3号中「1万円」とあるのは「6,900円」とそれぞれ読み替えるものとする。

(附則)

平成20年度の会費から、第2条第1号中「10万円」とあるのは「65,000円」と、同条第2号及び第4号中「3万円」とあるのは「19,500円」と、同条第3号中「1万円」とあるのは「6,500円」とそれぞれ読み替えるものとする。